

◎新潟県告示第987号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

市野江甲(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた区域

南魚沼市市野江

甲1番18	1号
甲2番1	13号
甲2番3	16号
甲2番6	14号及び15号
甲676番	17号
甲677番2	2号及び3号
甲678番	12号
甲679番13	6号、7号、8号、9号及び10号
甲679番14	4号及び5号
甲1055番	11号